

名古屋市教育委員会定例会

平成23年4月4日
午後4時00分
教育委員会室

議案

- 第37号議案 名古屋市総合体育館条例施行規則等の一部を改正する規則案
第38号議案 平成24年度使用教科用図書採択基本方針について
第39号議案 平成23年度小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会への諮問について
第40号議案 平成23年度高等学校教科用図書選定協議会への諮問について
第41号議案 名古屋市図書館協議会委員の任命について

出席者

坂井克彦 委員長
三林久美 委員
古川隆 委員
野田敦敬 委員
伊藤彰 教育長
教育次長始め、事務局職員26名

(坂井委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。第41号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、非公開といたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に議事運営についてお諮りいたします。

第38号議案から第40号議案の3件は、教科用図書の選定に関する議案となりますので、一括して審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、本日の議案審議に先立ちまして、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますか。

(各委員)

異議なし。

(坂井委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

傍聴される方をお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくこととなります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点であります。

また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、第37号議案「名古屋市総合体育館条例施行規則等の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第37号議案「名古屋市総合体育館条例施行規則等の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

恐れ入りますが、この議案の最後のページにあります参考資料、名古屋市総合体育館条例施行規則等の一部改正についてをご覧ください。

ここに改正内容・改正理由がまとめてありますが、今回の規則改正は、指定管理者選定委員会の会長等の選任方法を改めるものでございまして、名古屋市総合体育館条例施行規則を始めとするスポーツ関連施設の7つの規則に共通した改正でございます。

現在、総合体育館等の管理は、指定管理者によって行っておるところでございますが、その指定管理者の選定に当たっては、指定管理者選定委員会を設置し、ここで事業計画書の内容等を調査審議させ、指定管理者の候補を選出することとしております。最終的には議会の議決を得て決定いたします。

この選定委員会の構成としましては、会長、副会長、市の職員からなる委員、それからスポーツ振興について識見のある外部の方を選定委員として置くこととされております。

今回の改正内容は2点ございますが、1点目は、選定委員会の会長は、これまで教育次長と定めておりましたが、委員及び選定委員のうちから互選するように改正いたします。

2点目は、委員は、これまで会長が指定する職にある者をもって充てることとしてきましたが、会長を委員及び選定委員から互選するためには、委員をあらかじめ市職員のなか

から定めておく必要がありますので、教育委員会事務局職員のうちから選任するものでございます。説明は以上でございます。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございました。改正は2点ですね。会長を教育次長にするというものを委員及び選定委員のうちから互選するように改めるということと、委員を会長が指定する職にある者をもって充てることとしてあるのが、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が指定する職にある者をもって充てるというふうに変えるということですが、ご意見、ご質問等はございますか。

(三林委員)

委員を教育委員会事務局の職員のうちから、委員会が指定する職にあるものとありますが、具体的にはどのように指定するのかということをお教えいただきたいのですが。

(坪井主幹 (スポーツ施設))

想定しておりますのは、総合的な見地から審査していただくための職、それから予算の効率的な執行をするような立場の職、それから施設を総括的に管理するような立場の職の方を委員として位置づけようかというふうに考えております。

(三林委員)

委員会が変わるごとにその構成メンバーを選ばなければいけません、その都度新しい基準で選ばれるのか、今おっしゃった方面の方なのか、職種が限定されるのですか。

(坪井主幹 (スポーツ施設))

案ということで申し上げましたけれども、審査委員会を選定する時にその都度、先ほどの考え方により指定します。

(三林委員)

どなたが選定するのですか。

(坪井主幹 (スポーツ施設))

教育委員会事務局が選定します。

(堀崎生涯学習部長)

基本的には限られておまして、部長職で、予算を担当する総務部長、施設に関わる参事、総括的な立場の教育次長などに限られます。

(三林委員)

そうすると内容はあまり変わらないということですか。

(堀崎生涯学習部長)

市の職員の部分は変わりません。外部の選定委員の部分で利用者代表であったり、学識経験者であったり、会計事務に携わる方など、何年か経つと交代をしていくということで進めていきます。

(古川委員)

職員の委員は総勢何名で、同様に選定委員は何名おみえになるのか。それから選定委員の方の中身ですね。それが固定化して、もっとはっきり言うところの人達がある程度決定権があって決めるというという傾向がみられるということはよくないですので、そのあたりが流動化しているかどうかについてお聞きをしたいのですが。

(坪井主幹 (スポーツ施設))

内部の委員と外部の委員を含めて7名と想定しておりまして、内部が3名、外部が4名ということで、外部の方は経営的見地の方、あるいは体育学の識見のある方、あるいは工業経済学の識見のある方などで選定をしていきたいと考えておりまして、流動的であるか固定的であるかということはその選定委員会を選定する時に判断したいと考えております。

(古川委員)

ということはその規則の中には何年以上重複しないとか、そういう規定は設けるつもりはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

(坪井主幹 (スポーツ施設))

設けるつもりはありません。

(古川委員)

ということは重複してずっとやるという可能性もあるということですね。

(堀崎生涯学習部長)

スポーツセンターを選定する場合と昨年のように冷水プールを選定する場合があります。それは選定の中身も重さもずいぶん違いますので、基本的には冷水プールはこじんまりした施設なもんですから、そこで1度選定委員で試しをしていただいて、次に大きく複雑なスポーツセンターの選定委員をやっていただくというサイクルがありますので、そのサイクルで人を変えます。スポーツセンターは2年ごとに2つに分けて行いますので、それで2回、冷水プールが1回と、3回くらい経験されると委員を変えていくというような形です。学識経験者から利用者、経営的な立場の方といったような考え方は変えませんが、固定的にならないように、4年くらい経ったところで、順次変えるようにしております。

(坂井委員長)

会長は教育次長とするというのを、会長は委員及び選定委員の互選によって定めるに変えるわけですね。その理由として公正性を高めるためにそうするとのことですが、とい

うことはこれまで公正じゃなかったということですか。

(坪井主幹 (スポーツ施設))

初めから市の職員として固定しているよりも、外部の選定委員も含めた全委員から互選していただいた方がより公正性を高められるというふうに考え、この改正案を提出いたしました。

(坂井委員長)

何かを選ぶ委員会はたくさんあると思います、これに限らず。外部の人が委員長になっているものもあると思いますが、別に何か不都合があって変えるわけではないですね。

(坪井主幹 (スポーツ施設))

はい。

(坂井委員長)

他にご意見もないようですので、第37号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第38号議案「平成24年度使用教科用図書採択基本方針について」から第40号議案「平成23年度高等学校教科用図書選定協議会への諮問について」の3件を一括して議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(安保指導室長)

それでは、第38号議案、平成24年度使用教科用図書採択基本方針についてお願いをいたします。

はじめに、平成24年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針についてでございます。

本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づきまして、毎年、8月31日までに「種目ごとに一種の教科用図書」を、教育委員会で採択することとなっております。

本年度は、24年度より使用します中学校の教科用図書の採択替えの年度ということになっております。

したがいまして、平成24年度使用の小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針につきましては、(1) 小学校用教科用図書は、平成23年度と同一のものを採択する、(2) 中学校用教科用図書は、種目ごとに1種のものを採択する、(3) 特別支援学

校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する、(4) 特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定によります教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する、ただし、小学校用及び中学校用の教科用図書と同一種目のものを使用する場合は採択したものの中から選ぶものとする。という方針を考えております。

続きまして、平成24年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針についてお願いをいたします。

義務教育で使用する教科用図書の採択とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上具体的な定めはございません。

高等学校におきましては、各学校によりまして課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。したがって、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を採択するために、議案(1)にお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。

次に、第39号議案、平成23年小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会への諮問についてお願いをいたします。

小学校用教科用図書の採択替えを行った昨年度は、「平成23年度使用小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書の選定」について諮問をし、検定を通ったすべての教科用図書について選定答申をいただきました。

中学校用教科用図書の採択替えを行います、本年度につきましても、「平成24年度使用小学校・中学校・特別支援学校用教科用図書の選定」について諮問していきたいと考えております。

本年度の選定協議会においては、中学校の教科用図書の採択替えに備え、比較検討しやすく、より適切な教科用図書の採択ができますよう、選定協議会の委員の皆様からご意見をいただき、答申にまとめていただきたいと思いますと考えております。

さらに続けます。第40号議案、平成23年度高等学校教科用図書選定協議会への諮問についてお願いをいたします。先ほどの採択基本方針でご説明をいたしましたように、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございませんが、本市におきましては、より公正かつ厳正な採択を行うために、毎年、選定協議会において審議をいただき、教育委員会へ答申をし、採択をしていただいております。そのため、「平成24年度使用高等学校教科用図書の選定」について諮問していきたいと考えております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(坂井委員長)

はい、ありがとうございます。ちょっと最初に質問ですが、小学校・中学校特別支援学校用教科用図書選定協議会基準第1条あるいは高等学校教科用図書選定協議会基準第1条というのはどんな条文ですか。

(安保指導室長)

高校で言いますと、第1条は教育委員会の諮問に応じ、名古屋市立高等学校で使用する

教科用図書（以下教科書という）の選定について協議するため、教科用図書選定協議会（以下選定協議会という）を置く、というものでございます。

（坂井委員長）

それではご意見ご質問をお願いします。

（野田委員）

高校のことで、ちょっと不勉強ですいません。第38号議案を読みますと、各高校でいろいろな過程がありますので、厳正に決めてくださいよと読めるんですが、ただ、第40号議案をみますと、一応諮問をして、一定の方向性が出て、それを検討すると読めますけれども、具体的にはどういうふうに考えたらいいですか。

（朝倉主幹（高等学校・幼稚園教育））

各学校が教科会議等で選定をいたしまして、それを教育委員会に報告をし、選定協議会でご協議いただいて、答申をいただきまして、教育委員会で採択していただくという流れです。

（野田委員）

各学校の意見を踏まえて選定協議会で協議するということですね。わかりました。

（坂井委員長）

採択すると2年か3年はそのままでいいということになっているということですね。

（安保指導室長）

今回は採択替えということで、学習指導要領が変わりまして、教科書が全て新しいものになりますので、それについてお決めいただきますが、一度お決めいただきますと4年間、同じものを使うということになっておりますが、決めたものが例えば会社がつぶれてしまっただけで継続できないという事態がおきますといけませんので、毎年確認するという手順を踏んでおります。

（坂井委員長）

小学校の場合は去年採択したものを今年もそのまま使うということにかまわないということですね。（2）の中学校用教科用図書は種目ごとに1種のものを選択するというのは噛み砕いていうと名古屋市中同じものを使いますよということですか。それとももっと他の意味がありますか。

（安保指導室長）

この教科書を決定するにあたりましては、名古屋市は1つの教科について1者のものを使うという形でございます。この文章ですが、何者か検定を通ったものがでますので、全てについて検討をした上で、どれか1つに決めていただくということを示しておりますので、

全部で15種目ございますけれども、種目について1者ずつ決めていただくということを今回行っていただきます。

(古川委員)

選定協の方々のメンバーは選定協に何年くらい携わっているかということをしてきたら教えていただきたいです。協議会のメンバーというのは、ずっと長くなってしまふのは本当にいかどうかということも私たちとしては検討する必要があります、特にこれに関わらず全体的に言えることですが、協議会の会長さんとか専門委員の委員長さんとかの任期が長く続くことがいい場合とそうでない場合があります。資料を出していただく時には委員の携わった年数と何年目の委員長にされるのかということ添付できるなら、添付していただきたいというふうに思います。我々の委員会も委員長が1年というのは素晴らしいと思います。そういったことも踏まえて、ぜひ他の資料も含めて改善してもらえると私たちとしては見やすくなります。それをぜひお願いします。

(安保指導室長)

選定協の委員につきましては、報告事項で上げさせていただきます。なお、年数につきましては、基本的には1年ですが、学識経験者の中には続けてみえる方もおります。ただ委員長という立場をとられるのは最大2年という形をとっております。

(坂井委員長)

多分古川委員のお話は、今回はもちろんですが、他の委員会も同じような考えでやってくださいねという要望だとも思いますので、他の方も留意をしておいていただくとありがたいですね。

他にご質問、ご意見よろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、第38号議案から第40号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(坂井委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第41号議案は非公開になります。傍聴人の方は退席をお願いいたします。

第41号議案は非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後4時35分閉会